

## ご旅行条件書

この書面は旅行業第 12 条の 4 による、取引条件説明書及び旅行契約が締結された場合は同第 12 条の 5 による契約書面の一部となります。

このキャンプ体験は、一般社団法人しちのへ観光協会（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施するキャンプ体験（企画旅行）です。このキャンプに申込されるお客様と当社との企画旅行契約（キャンプ体験お申込み契約）は商品ごとに記載されている条件および下記の旅行条件と当社使用の標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 1. キャンプ体験のお申込み及び契約の成立時期

(1) 「旅の蔵七戸ネットモール“たびくら”」内 STAY にある申込フォームよりお申込みいただき、指定期日までに代金を当社指定口座または「七戸町観光交流センター受付窓口」にてご入金ください。なお利用料は「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。

(2) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し代金をいただいたときに申込契約が成立したものといたします。（通信契約を除く）

### 2. 申し込み条件

(1) キャンプ体験申込にあたり、年齢、資格、技能その他の参加条件が合致しない場合は、お申込をお断りすることがあります。

(2) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると判断する場合は、お申込をお断りする場合があります。

(3) その他、当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

(1) キャンプギア一式設置、施設利用料、パンフレット等において旅行代金含まれるものとして明示されたもの及び取扱料金が含まれています。

(2) お客様の都合又は天候などにより、一部利用されなくても原則として払戻は致しません。

### 4. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金には含まれません。その一部を例示します。

(1) お客様の希望により生じる、旅行代金に含まれてその他の追加費用。

(2) クリーニング料、通信料、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税、サービス料。

(3) ご自宅からサービス提供場所までの交通費・宿泊費。

### 5. キャンプ体験の内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむをえない事由によりキャンプ体験の内容の変更、サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。

#### 6. お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際旅行サービス提供機関への旅行者名記録等の事由により交替を承諾できない場合があります。

#### 7. 契約の解除

(お客様による任意の解除)

(1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。

ご利用日の3日前まで	無料
ご利用の前日まで	30%
ご利用の午前中	50%
ご利用の午後以降	100%

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、キャンプ体験開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができる。

①天災地変、戦乱、暴動、運送機関のサービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、キャンプ体験の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

②当社の責に帰すべき事由により、当初の契約書面に記載したサービスに従ったキャンプ体験の実施が不可能になった場合。

③当社が期日までに確定内容をお渡ししなかった場合。

(当社による契約の解除)

当社は次に掲げる場合において、キャンプ開始前に申込契約を解除することがあります。

(1) 最小催行人数に満たない時。(最少催行人数：1人)

(2) 当社が指定する期日までに代金が支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が申込契約を解除したものとします。

(3) お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により当該キャンプにたえられないと認められるとき。

(4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められた場合。

(5) 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載したキャンプ体験の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

## 8. 旅程管理

添乗員は原則同行いたしません。

## 9. 当社の責任

(1) 当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような事由により損害を破られたときは、本項(1)の責任を負うものではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる内容の変更もしくは中止。

②官公署の命令又は伝染病による隔離

③食中毒等、食品による事故

④盗難

(3) お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった時に限り、おひとり15万円を限度として賠償いたします。但し、1個1組または1対あたりの限度額は10万円。1回の事故につき3,000円を超えない場合は保証されません。

## 10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

(2) お客様は、キャンプ体験開始後において、契約書面に記載されていた旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、キャンプ体験地において速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

(3) 当社は、キャンプ体験中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 11. 旅程保証

当社は下記に掲げる重大な変更が行われた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じてキャンプ体験代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、キャンプ体験代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

変更補償金

①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 旅行開始前 1.5 旅行開始後 3.0

②入場する観光地又は観光施設の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

③運送機関の等級又は設備より低い料金への変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

④運送機関の種類又は会社名の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑤宿泊機関の種類又は会社名の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0  
但し、次に掲げる場合においては原則としてその責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、当初の計画によらない運送サービス提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

## 1 2. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規程により規程の特別補償金および見舞金をお支払いいたします。

## 1 3. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提供された申込書等に記載された個人情報についてお客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等に提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領の為に手続きの必要な範囲内で利用させていただきます。

## 1 4. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

※申込契約の内容について不明な点がございましたら、旅行業取扱管理者にお問合せください。

作成基準日：令和2年8月1日

キャンプ体験企画実施（旅行企画・実施）

青森県知事第3-156号

一般社団法人しちのへ観光協会